

西東京市国民健康保険保養施設利用費助成事業の見直しについて

1 事業の目的

この事業は、条例に基づき、市が契約保養施設を国民健康保険の被保険者の利用に供することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 根拠

西東京市国民健康保険保養施設利用規則（平成13年規則第113号）

3 事業内容

市が契約する保養施設を利用する被保険者に対し、以下のとおり宿泊費用の助成を行う。

(1) 契約保養施設数

令和3年度 38か所 令和2年度 43か所 令和元年度 50か所

(2) 助成金額

①満13歳以上の被保険者 1人1泊につき3,000円

②満3歳以上満13歳未満の被保険者 1人1泊につき2,000円

(3) 利用限度

被保険者1人につき、年3回を限度とし、1回の利用申込は3泊以内とする。

4 事業実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費（助成額）	4,021千円	3,260千円	1,175千円
利用人数	1,010人	781人	247人
宿泊日数	1,345泊	1,088泊	392泊
平均助成金額	3,981円	4,174円	4,757円
平均宿泊日数	1.3泊	1.4泊	1.6泊

5 他市の状況（西東京市を除く多摩25市）

同様の事業を実施 2市 廃止済み 9市 事業実績なし 14市

6 見直しの方向性

<見直し案①>

本事業は、利用者が固定化していることと併せて、事業費を全額一般会計からの繰入で賄っており、負担の公平性の点で課題があることから、事業を廃止する。

<見直し案②>

助成金額と利用限度を見直し、事業費を縮減する。